空知家畜衛生だより

令和８年６月号
北海道空知家畜保健衛生所

衛生だよりの活用方法

日頃より家畜衛生行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

衛生だよりでは、家畜疾病の発生状況、法令に基づき必要となる検査や報告の予定等についてお知らせいたします。

関係者皆様の情報収集、家保へお問い合わせいただく際の確認、農場の方々とのコミュニケーションや啓発資料などにご活用いただければ幸いです。

今年もあたたかくなってまいりました。

もくじ

1　家畜伝染病予防法の改正
2　高病原性鳥インフルエンザ
3　豚熱
4　アフリカ豚熱
5　口蹄疫
6　監視伝染病発生状況
7　検査・飼養衛生管理
8　病性検定
9　動物用医薬品等販売
10　空知家保の連絡先等

1　家畜伝染病予防法の改正

令和８年５月に家畜伝染病予防法が改正されました。

○ランピースキン病（令和６年度に国内初発生）が法定伝染病に追加されました。迅速な殺処分や移動制限、緊急ワクチン接種など、法的強制力のある防疫対策を継続的に実施する体制になりました。

○豚熱については、発生時に、必要な範囲に限定した選択的殺処分へ見直され、条件付きで農場管理者によるワクチン接種が可能となるなど、柔軟な対応へと移行しています。
一方で、北海道は豚熱の発生がなく、ワクチン接種地域ではないので、豚熱発生時は従来どおり全頭の殺処分となります。

○海外からの輸入禁止品については、水際だけでなく国内での販売や陳列も明確に禁止され、家畜防疫官に店舗への立ち入り検査や違法品の廃棄権限が新たに付与されました。

2　高病原性鳥インフルエンザ

令和７～８年シーズンは国内の家きん飼養農場において16道府県24事例が発生し、約576万羽が殺処分の対象となりました。

そのうち道内では、５事例の発生があり、管内でも由仁町で１戸約6,000羽の発生がありました。

家きん飼養農場におきましては、下記の予防対策を徹底し、秋からの渡り鳥シーズンに備えてください。

令和７～８年シーズンの発生状況（道内）

発生日	市町	飼養形態		飼養羽数(約)
令和 7 年 10月 22日	白老町	採卵鶏	ケージ・平飼い	45.9万羽
令和 7 年 11月 2 日	恵庭市	採卵鶏	ケージ飼い	23.6万羽
令和 7 年 12月 29日	由仁町	採卵鶏	平飼い	0.6万羽
令和 8 年 3 月 5 日	安平町	肉用鶏	平飼い	18.8万羽
令和 8 年 3 月 25日	千歳市	採卵鶏	ケージ飼い	46.0万羽

予防対策のポイント

- 鶏舎毎に専用の靴を設置
- 防鳥ネット、金網、壁、屋根等の点検・補修
- 集卵・除糞ベルトの開口部や排水溝等からの野生動物侵入防止
- ネズミ、アライグマ等の害獣駆除
- 異常家きん、死亡率上昇の早期発見と早期通報

↑飼養衛生管理基準ガイドブックは農水省ホームページでもご覧いただけます。

3　豚熱

平成30年（2018年）以降、令和８年５月末までに、国内で104事例（184農場、６関連施設、約44万頭）の発生がありました。

現在、北海道以外の全ての都府県が、ワクチン接種推奨地域に指定されていることから、道外から道内に豚及び精液を導入することはできません。

輸入は可能ですので、豚を輸入する場合は、当所に導入計画を提出し、着地検査を受けるようお願いします。

また、豚熱ウイルスは、食肉中でも一定期間生存できるため、肉を含む可能性のある食品残渣等を豚に給与する場合には、適切な加熱処理が必要になります。

4　アフリカ豚熱

国内では、これまで発生していませんが、アフリカからロシア、アジアへと感染拡大し、韓国の南部でも発生していることから、国内への侵入が懸念されています。

予防対策のポイント

・海外から肉の入った食品を持ち込まない
・野外に肉の入った食品を捨てない
・帰国後１週間は動物に近づかない

5　口蹄疫

平成22年の国内発生では、約30万頭の牛・豚等を殺処分し、約2,350億円の被害がありました（宮崎県の試算）。

今年１月にも韓国で発生があり、国内へ侵入する恐れがあるため、異常牛発見時には速やかな通報をお願いします。

～牛の症状～　写真：宮崎県提供

＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞　写真：動物衛生研究部門提供

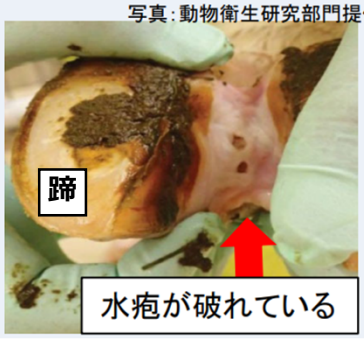

これらの疾病の道内への侵入を防止するため、
飼養衛生管理基準の遵守徹底、導入前後の確認、
異常が認められた場合の早期通報をお願いします。

６　監視伝染病発生状況

令和８年１月から６月12日までに、管内では牛のヨーネ病、高病原性鳥インフルエンザ、牛伝染性リンパ腫の発生が確認されています。

道内では、他に山羊のヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症、馬鼻肺炎、豚丹毒等が確認されています。

全ての家畜・家きん飼養者に、飼養衛生管理基準の遵守徹底が求められている状況です。

令和８年　監視伝染病発生状況（道内）

病名	家畜種	道内（R8.4.30時点）		管内（R8.6.12時点）		
		戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	発生市町
ヨーネ病	牛	140	395	4	7	深川市、長沼町、滝川市
ヨーネ病	山羊	1	4			
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	3	6	1	2	由仁町
高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）	鶏	2	640,140			
牛ウイルス性下痢	牛	18	28			
牛ウイルス性下痢（疑症）	牛	2	2			
牛伝染性リンパ腫	牛	118	263	4	4	浦臼町、長沼町 岩見沢市
牛伝染性リンパ腫（疑症）	牛	2	2			
牛丘疹性口内炎	牛	1	1			
破傷風	牛	2	2			
サルモネラ症	牛	10	22			
牛伝染性鼻気管炎	牛	2	5			
馬鼻肺炎	馬	15	38			
豚丹毒	豚	4	13			
豚繁殖･呼吸障害症候群	豚	1	1			

年次（１月～）の統計

7 検査･飼養衛生管理

法第５条に基づく検査

令和８年度は下記のとおり検査を実施（予定）しています。

疾病名	対象家畜	対象市町	結果、または予定
ヨーネ病	乳用牛及び肉用牛 （搾乳および繁殖に供する ２４か月齢以上の雌牛）	芦別市	全頭陰性
		砂川市	全頭陰性
		月形町	９月１日～10月30日
BSE （牛の伝達性海綿状脳症）	全月齢の特定症状を呈する牛	空知管内一円	通年
蜜蜂の腐蛆病	定飼及び転飼されている全群	空知管内一円	7月20日～9月30日
高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザ	採卵鶏10羽/１戸 (強化モニタリング)	芦別市	10月１日～11月30日

輸移入家畜・家きんの着地検査

家畜等を国外・道外から導入（輸入・移入）する場合、導入計画書に基づき、着地検査を実施します。

計画書の様式は、ホームページからのダウンロードも可能です。

着地検査の流れ

1　前年度末日までに「家畜の導入計画」を提出
2　導入２週間前までに「輸移入家畜の導入計画書」を提出
3　検査実施
　検査期間　輸入３か月間　移入３週間
　検査内容　臨床検査（必要に応じて細密検査）
　その他　検査期間中は隔離飼養が必要です。
　　現在、国内の豚に関して、道外からの移入は不可。

BSE検査

牛海綿状脳症対策特別措置法（ＢＳＥ特措法）第６条及び家畜伝染病予防法第５条の規定に基づき、月齢に関係なく、特定症状を呈する牛、７疾患を疑う牛、起立不能等を示し８疾患を疑う牛を対象にＢＳＥ検査を実施します。

農場立入（飼養衛生管理基準遵守状況の確認等）

各種疾病の発生予防とまん延防止のため、農場立入を実施します。
サーベイランスとしての各種検査、飼養衛生管理基準遵守状況の確認、防疫計画の見直しや情報提供等を行います。
実施の際にはご連絡いたしますので、ご協力お願いいたします。

暑熱対策

今年も暑くなるようです。異常を感じたら、すぐ獣医師に連絡を。
令和７年度、管内での発生はありませんでしたが、全道では乳用牛150頭、肉用牛39頭、馬20頭、採卵鶏4,119羽、肉用鶏1,123羽の発生がありました。

〇飼養者の皆様へ

暑熱被害防止

・こまめな体調確認（人も家畜も）
・送風設備を確認　・遮光設備の増設
・十分な給水体制　・飼料のバランス調整

残留事故の防止

農繁期には、残留事故の発生が増えます。
忙しい時ほど、基本に立ち返り、事故を防ぎましょう。

〇飼養者の皆様へ

動物用医薬品等は獣医師の指示に従い、適正に使用してください。
使用規制や休薬期間は抗菌剤だけではありません。

確実な記録と丁寧な情報伝達が事故を防ぎます。

病歴・投薬歴

注射針残留の
可能性

治療中
休薬期間中の牛
マーキングは複数！

記録して農場内共有
出荷時・と畜時には
必ず確認と伝達

〇獣医師の皆様へ

・使用を禁止する期間が設定された動物用医薬品の使用・処方時は、飼養者に対し、出荷できない期間を確実に指示してください。

8　病性検定

　移動に伴う家畜の健康検査、種畜の衛生検査、病気の浸潤状況調査、診断や死亡原因解明のための病性検定を行っています。
　下記以外の検査についても、どのような検査を行うべきかわからない場合も、まずはご相談ください。

病性検定項目（令和７年度実績）

○健康検査

ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、
馬パラチフス、馬インフルエンザ、ブルセラ症、
オーエスキー病、豚萎縮性鼻炎、豚マイコプラズマ肺炎

○疾病疑い検査、原因検索

牛伝染性リンパ腫、サルモネラ症、寄生虫検査、
呼吸器病原因検索、下痢原因検索、異常産原因検索、死亡原因検索

病性検定申請時の注意点

○事前連絡

受け入れ可否と検査に必要な材料をお伝えします。
採材前にご連絡いただきますようお願いします。

○情報の添付

飼養者の住所・氏名、動物種・品種、性別、生年月日、
個体の特徴や個体識別番号、採材日、採材獣医師等

○手数料等

手数料は申請時に、北海道収入証紙でのお支払いとなります。

※検査結果の通知書や証明書の発行には時間がかかりますので、
　特に健康検査の場合、期間に余裕をもって依頼してください。
※手数料金額、検査材料および採材方法については、
　ホームページでもご紹介しています。

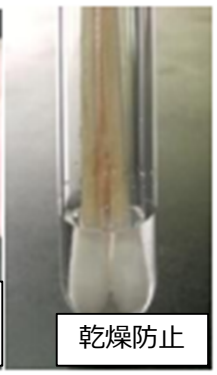

適切な検体によって、適切な結果が得られます。

9　動物用医薬品等販売

動物用医薬品特例店舗販売業者の皆様へ

○取り扱っている医薬品を変更・廃止する場合

変更（追加）は、事前申請が必要です。
医薬品の名称が変更された場合も手続きが必要です。
廃止のみの場合、廃止後30日以内の届出が必要です。

○動物用医薬品等に関する講習会の御案内

使用上の注意として休薬期間が設定されている抗原虫剤、駆虫剤、殺虫剤、防虫剤、畜舎消毒剤等を取り扱う場合、講習会の受講が必要です。空知家保では11月に講習会を開催予定です。

10　空知家保の連絡先等

連絡先

住所	岩見沢市岡山町12-37
電話番号	0126-22-4212
FAX番号	0126-23-9676
ホームページ	https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/
緊急連絡先	0126-20-0200（空知総合振興局）

職員配置

所長:繁在家
次長:中田
指導課長:松田　指導専門員:上田
予防課長:小山　指導専門員:早川
主査　:山之内（危機管理）　臨時専門員:池上

※BSE検査室はR8.3.31廃止

着任者挨拶　所長　繁在家輝子

４月１日付け人事異動により上川家保（旭川市）から異動して参りました繁在家（はんざいけ）と申します。1991（H3）年の入庁以降、12回目の転勤で初めて当管内の勤務となりました。管内の酪農畜産戸数は近年減少傾向にありますが、全道各地の農場に豚・ひな鳥を供給する種豚場や種鶏場もあり、個々の農場はもとより地域一丸となった家畜衛生対策が必要と考えております。関係者の皆様の御協力をいただきながら家畜衛生の高位平準化に向け職員一同努力して参りますので、今後も御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。